

超高压液体クロマトグラフタンデム質量分析計 窒素発生装置修繕業務への参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和8年6月16日

岡山県工業技術センター
所長 窪田 真一郎

1 当該招請の趣旨

岡山県工業技術センターにおいて研究等に使用する超高压液体クロマトグラフタンデム質量分析計については、適正な機能を発揮できるよう、窒素発生装置を修理する必要があるため(株)大熊(以下「特定の法人」という。)を契約の相手とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

超高压液体クロマトグラフタンデム質量分析計 窒素発生装置修繕業務

(2) 業務内容

ア ウォーターズ社 ACQUITY UPLC/Quattro micro API について窒素発生装置の修繕業務を実施、適正な機能が発揮できるようにすること。

部品：SIC N2 ガス発生装置 T30F

イ 作業終了時には、別紙1(完了報告書)を提出すること。

(3) 実施期間 契約締結日から令和8年8月31日まで

(4) 業務場所 岡山県工業技術センター (岡山市北区芳賀5301)

3 応募要件

(1) 基本的要件

岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

- ① 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類6 機械器具類 小分類1 理化学機器」、「大分類6 機械器具類 小分類5 精密機器」、「大分類6 機械器具類 小分類6 計測機器」又は「大分類6 機械器具類 小分類8 その他」に該当すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ③ 審査要領に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ④ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 技術力に関する要件

過去3年以内に、対象機器の修繕実績があること。

(3) 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項は厳守すること。

- ア 公正中立に実施すること。
- イ 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
- ウ 法令遵守で対応すること。

4 手続き等

(1) 担当部局

〒701-1296 岡山市北区芳賀5301
岡山県工業技術センター 総務課 総務班
電話 086-286-9600 FAX 086-286-9630

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

・提出期限

令和8年6月30日(火)午後5時必着

(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項の県の休日を除く。)

・提出場所

(1)に同じ。

・提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(3) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

・提出期限

令和8年7月6日(火)午後5時必着

(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項の県の休日を除く。)

・提出場所

(1)に同じ

・提出方法

持参及び郵送(書留郵便に限る。)

5 審査方法

(1) 意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案による委託先の決定は、別途設置する審査会において選定する。

(2) 審査は、提出された書類及び資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

(1) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(2) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(3) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。